

令和3年度秋田市エイジフレンドリーパートナー表彰要項（案）

1 趣旨

秋田市エイジフレンドリーパートナー登録要綱に基づき、エイジフレンドリーパートナーとして登録し、本市が目指すエイジフレンドリーシティを推進するため、取組を行っている事業者、団体等の中から、それぞれの特色ある取組や継続した活動などを讃えるとともに、広く周知することで、パートナーのモチベーションを持続・向上させ、活動を活性化させる。

2 表彰する対象

- (1) 他のパートナーが行っていない、独自の取組を行っている。
- (2) 他のパートナーと類似する取組ではあるが、独自性がある。
- (3) エイジフレンドリーパートナーとしての活動、取組を通じて、秋田市のエイジフレンドリーシティの認知度の向上や推進に寄与した。

3 表彰対象とする取組期間

エイジフレンドリーパートナー登録をしてから令和3年5月末日まで

4 表彰数

3者

5 応募方法

自薦による。

応募しようとするパートナーは、別に定める「秋田市エイジフレンドリーパートナー表彰」応募用紙（以下「応募用紙」という。）に、取組内容がわかる写真などの資料（以下「資料」という。）を添えて、当課が定める応募期間内に、郵送、Eメール、持参のいずれかで、長寿福祉課に提出するものとする。なお、提出された応募用紙、資料等は返却しないものとする。

6 応募期間

令和3年6月14日（月）から令和3年6月30日（水）まで

※当日消印有効

7 選考

選考委員にて表彰者を決定する。選考委員は下記の者とする。

- ・秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会委員から5名

8 選考基準

(1) 達成度

地域からの信頼や、組織のイメージの向上に寄与できたか

(2) 継続性・発展性

事業所で、継続して取り組んでいるか

(3) 模範度

取組が他のパートナーの模範となるか

(4) 市民志向

地域との連携、地域に貢献する活動ができているか

(5) アイデア度

取組に創意工夫があるか

9 選考結果の通知

選考結果は応募者全員に通知し、表彰者については、後日秋田市エイジフレンドリーパートナー研修会（令和4年1月開催予定）において、表彰式を行う。

10 表彰者の公表

表彰者については、広報あきた、エイジフレンドリーシティ通信等で紹介する。

11 事務局

表彰に関する事務は、秋田市福祉保健部長寿福祉課において行う。